

# 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年六月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

第1 食品 A～C (略)	
D 各条	
○ 清涼飲料水	
1 清涼飲料水の成分規格	
(1) (略)	
(2) 個別規格	
1. ミネラルウォーター類 (水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。) のうち殺菌又は除菌を行わないもの	
a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。	
第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	<u>0.02mg</u> / 1 以下であること。
(略)	
b (略)	
2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの	
次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。	
第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	<u>0.02mg</u> / 1 以下であること。
(略)	
塩素酸	(略)
クロロ酢酸	<u>0.02mg</u> / 1 以下であること。

第1 食品 A～C (略)	
D 各条	
○ 清涼飲料水	
1 清涼飲料水の成分規格	
(1) (略)	
(2) 個別規格	
1. ミネラルウォーター類 (水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。) のうち殺菌又は除菌を行わないもの	
a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。	
第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	<u>0.05mg</u> / 1 以下であること。
(略)	
b (略)	
2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの	
次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。	
第1欄	第2欄
(略)	
六価クロム	<u>0.05mg</u> / 1 以下であること。
(略)	
塩素酸	(略)
クロロ酢酸	(新設)

(略)	
1,2-ジクロロエタン	(略)
ジクロロ酢酸	<u>0.03mg / 1 以下であること。</u>
(略)	
トリクロロエチレン	(略)
トリクロロ酢酸	<u>0.03mg / 1 以下であること。</u>
トルエン	(略)
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	<u>0.07mg / 1 以下であること。</u>
(略)	

3. (略)

(略)	
1,2-ジクロロエタン	(略)
(新設)	
(略)	
トリクロロエチレン	(略)
(新設)	
トルエン	(略)
(新設)	
(略)	

3. (略)

## 附 則

### (経過措置)

1 ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行うものうちクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びフタル酸ジ（２－エチルヘキシル）の成分規格については、この告示の日から起算して六ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、この告示による改正後の規定は、適用しない。

2 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの及びミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものうち六価クロムの成分規格については、この告示の日から起算して六ヶ月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。